

Title	フランス法における他人の財産管理(1) : 一般法の委任および特別の委任
Sub Title	L'administration des biens d'autrui en droit français (1): Le mandat de droit commun et les deux mandats spéciaux
Author	Lerond, Sylvie(Hara, Megumi) 原, 恵美
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2012
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.23 (2012. 5) ,p.237- 253
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	講義 : 2011年度大陸法財団寄附講座「財産の管理・運用」
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20120529-0237

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

講義

2011年度大陸法財団寄附講座「財産の管理・運用」

フランス法における他人の財産管理 (1)

——一般法の委任および特別の委任——

シルヴェー・ルロン
原 恵 美／訳

はじめに

- I. 一般法の委任
 - 1. 定義と起源
 - 2. 成立要件および有効要件
 - 3. 委任の様式
 - 4. 受任者の義務
 - 5. 委任者の義務
 - 6. 委任の終了
- II. 特別の委任
 - 1. 将来的保護委任
 - 2. 死後委任

はじめに

この講義は、フランス法において、ある者によって他の者のために財産管理が行われる場合に、その方法がいかに把握されるのか検討するという目的を持っています。

「管理」という用語は、何を意味するのでしょうか？

フランス法は、法律行為（actes juridiques）を〔結果の〕重大性に応じて、保存行為、管理行為、および処分行為に分類します。

——保存行為は、本質的に予防的なものです。その目的は、対象財産に経済価値を与える物質的・法的特性の喪失を回避することにあります。例えば、差押えを回避するために債務を弁済することや、不動産の〔価値〕喪失を回避するために行う維持のための修繕です。

——管理行為および処分行為は、成年者の法的保護制度の改正により、新たに定義されました（民法典第496条：この条文は、2007年3月5日法によって改正され、2008年12月22日のデクレによって補完されています）。

——2007年3月5日法によって新たに設けられた第496条によれば、管理行為に該当するのは、「資産（patrimoine）の現在の管理」に関連する行為です。この法律上の定義は、2008年12月22日のデクレによって補完されています。すなわち、デクレでは、管理行為を「活用（exploitation）行為*、または通常想定されるリスクを超えない範囲での資産の運用（mise en valeur）行為」と規律されています。重要なのは、この包括的な定義以外に、デクレは、管理行為に該当する行為のリストを設けているという点です。このリストには、不動産（例えば、短期賃貸借の締結または保全作業の実施）、有体動産または無体動産（例えば、日常利用目的の動産の取得、弁済受領による領収書発行、果実の收受）、無償行為（負担付き贈与ではない贈与の受諾）そして、裁判上の訴え（例えば、賃料支払請求の訴え）といったものが列挙されています。

——処分行為はどのように定義されるのかといいますと、資産内容に対する重大な変更、資本面での明白な価値の減少、または権利者が有する排他的権能に対する恒久的な変化といったものに、現在および将来に向かって、資産を拘束することです。処分行為に該当するのは、証券のポートフォリオに関する管理契約の締結や動産または不動産の売買です。

* 活用行為は、資本を喪失の危機に晒さない限り、管理行為の典型である。活用行為に該当するのは、農作物の収穫すること、ポプラの木立や松林の活用、あるいは採石場の活用といったものである。

このような法律上の定義や管理行為および処分行為の諸規定は、本来、無能力の分野だけでなく、他の分野においても適用されるべきです。しかしながら、立法者は、無能力者の保護を最大限図るという必要性から、無能力の分野においては、管理行為概念を制限的に用いております。したがって、所有者が能力者である場合には、管理行為の概念はより広い意味合いにおいて利用されるべきです。

この講義において、「管理 (administration)」という用語は、広い意味合いにおいて理解し、〔広義の〕管理 (gestion) や資産の通常の活用と同義とします。したがって、保存行為と処分行為を含みます。

フランス法において、他人の財産管理の最も基本的な制度は、委任です。

委任は、フランス民法典1984条において定義されています。すなわち、「ある者が他の者に、委任者の名においてかつ委任者のためになんらかの事柄を行う権限を付与する行為」です。

委任は、三者で、三面関係を形成することになります。

- 受任者に対して法律行為を行う権限を授与する、委任者。
- 委任を実行する、受任者。
- 法律行為を行う相手である、第三者。

民法典の定義から明らかになることは、受任者は、第三者との関係において、委任者を代理する単なる仲介者だということです。受任者が委任者を代理するというのは、委任の本質的基準といえます。

民法典において、委任は、好意契約 (contrats de bienfaisance) の一つです。さらにいえば、それは好意的であるとともに家族的な無償契約 (contrat à titre gratuite) です。民法典の起草者の考え方によれば、委任は、民法典の約15条しか割り当てられていない「小さな契約 (petit contrat)」(第1984条から第2010条) です。しかし、今日、委任契約は、実務上、かなり重要です。委任は、取引世界において多く利用されており、通常、報酬の支払をとまっております。

本日の講義では、Iを一般法の委任の研究に費やしたいと思います。そして、IIで、最近フランス法に導入された二つの「特別の委任」について検討したいと思います。それらは、ある者が判断能力を喪失し、保護の必要が生じた場合に効力を有する任意代理の制度を事前に準備するという「将来的保護委任」、および死亡後の財産管理の準備を可能にする「死後委任」です。

I. 一般法の委任

1. 定義と起源

委任は、ある者（委任者）が他の者（受任者）に、委任者の名においてかつ委任者のためになんらかの事柄を行う権限を付与する行為です。前述の第1984条の定義は幅広いため、次のような問いを投げかけます。

まず、1984条の「行為」とはどのようなものでしょうか？ 多数の学説は、委任を委任者と受任者の間の契約と考えます。しかし、委任は、法定の原因によることもあります。例えば、親が未成年の子の財産を管理するような場合です（第389-3条）。

次に、「なんらかの事柄を行う」という表現は、何を意味するのでしょうか？ 一般的に、学説または判例上、委任は、「法律行為」を行う権限であると理解されています。この法律行為には、様々な性質のものが考えられます。例えば、単独行為（弁済、借主に対して契約解除の通知を行うこと、裁判上または行政上の訴えを行うことなど）または、契約（財産の売買、賃貸借契約の締結など）です。ただし、受任者は、付随的に、一定の事実行為を行うことが可能です。

さらに、委任においては、必ず受任者が委任者を代理しなければならないのでしょうか？ 受任者は、委任者の名においてかつ委任者のために、委任を行うことが法律上の定義から帰結されます。この定義は、委任を代理のメカニズムに位置づけます。もっとも、代理は、今日、委任の本質的な要件として考えられておりません。（むしろ、）委任は、仲介の一般的メカニズムとして認識されています。

「委任」と「代理」の関係は変容しておりますが、それは概ね次のように纏めることができます。

委任は、その原初である紀元前6世紀のローマ法において、農民や兵士が不在の間に、その資産の管理 (gestion) を可能にするものでした。この時代においては、債務関係の人的な特質を理由に、受任者によってなされた行為は、その取引の際に考慮されていなかった委任者の資産に何ら影響を与えませんでした。受任者が取得した財産や債権を (委任者に) 移転するのは、その次の段階の問題となります。したがって、委任者は、受任者の不誠実さや倒産の危険にさらされていました。そこで、実務上の圧力や商取引上の必要性から、ローマ法は、委任契約における代理の位置づけを高めることで、この欠点を修正しました。

16世紀以降、フランス法において、諾成主義の発展と商取引上の必要性から、委任の適用範囲が拡大しました。しかしながら、この時点では、未だ、委任の中心に捉えられていたのは、代理の一般的観念ではなく、他人の事務処理の一般的観念でした。

1804年の法典編纂の際に、委任は、代理のメカニズムとして位置づけられました。すなわち、受任者は、委任者の名において委任者のために行為します。

今日、大多数の学説は、委任の概念に広い意味合いを持たせ、委任は代理なくしても存在しうると考えます。

——代理なき委任の例としては、名義貸契約 (contrat de prête-nom) [名義貸人が、自己のための取引のように、自己の名において第三者と取引するが、それは、他人のために行為しているという場合の契約である。日本でいう「名板貸し」とは異なり、行為をするのが名義を貸している者である点に注意が必要である。] を挙げることができます。この契約において、名義貸人は、他人のために義務づけられますが、自己の名において行為することになります。名義貸人は、契約の相手方に、誰のために行為するのかということを告げませんし、ましてや誰のために行為するかその人のアイデンティティも明らかにしません。

それ故、名義貸人が債権的に拘束されております。しかしながら、判例は、名義貸人と名義借人との関係は、委任の規定によって規律されると考えます。

——代理なき委任の最近の例として挙げられるのは、「死後委任」です。これは、ある者がその者の死後に財産の全部または一部を管理するように、他の者を指名するという制度です。受任者が相続人の名において行為しないという意味で、代理なき委任です（第812条）。

2. 成立要件および有効要件

委任は契約であることから、他の契約と同様の有効要件を満たさなければなりません。それは、〔契約を締結する〕能力、同意、目的、そしてコースです（第1108条）。各要素を検討しましょう。

まず、委任者の能力の問題は、重要な問題です。事実、第三者との関係において、委任者は、委任者の名において委任者のためになされた行為を法的に引き受けることができなければなりません。それは、なぜなら、委任者が人的に義務づけられるからです。例えば、財産を売却するために委任契約を締結した場合、委任者自身が売却することができる能力を持っていないければなりません。したがって、委任者が無能力の場合に、受任者の行為は無効になります。これは、判断応力が欠けているものの、後見（tutelle）や保佐（curatelle）といった法的保護に服していない高齢者が困難に直面することを意味します。すなわち、委任が無効になり、以後、受任者が委任者の名において行為した行為も無効になる危険があります。これこそが、2007年3月5日の改正によって「将来的保護委任」が創設された理由です。この新たな委任は、ある人が判断能力を有している段階で設定されますが、効力を有するのは、その能力が失われた時からです。

また、委任には、委任者の同意と同様、受任者の同意も必要です。民法典は、委任契約は受任者の承諾があってはじめて成立すると規定します（第1984条2項）。他のあらゆる契約と同様、委任者の同意のみならず、受任者の同意は、自由かつ明白になされなければならず、瑕疵があってはなりません。

3. 委任の様式

民法典は、委任の締結にあたって、特段の様式を要求しません。様式は自由です。委任は、明示になされることも（これは、明示的意思表示（déclaration formelle）を想定しています）、黙示になされることも可能です。ただし、1988条は、所有権を譲渡したり、抵当権を設定したり、所有権に関するその他の行為をなすときは、明示の委任を要求しています。委任が（特定の行為を対象とするのではなく）全般的な形で締結された場合には、管理行為のみを想定していると考えられます。

特別の委任については、しばしば、委任者を保護する目的でより制限的な規律が設けられており、〔一般法上の委任に関する〕様式の規律とは異なっております。この点については、IIで検討します（書面義務、公証人証書によること、必要的記載事項の存在など）。

4. 受任者の義務

4.1 委任者との関係における受任者の義務

1991条は、「受任者は、その任にとどまる限り委任を遂行する義務を負い、その不履行から生じることがある損害賠償の責任を負う」と規定しています。

受任者は、委任を遂行する義務、すなわち、受任者として要求されていることを行う義務があります。受任者の任務の目的は、明確に特定されなければなりません。なぜなら、このことが受任者の義務のみならず、その権利の範囲をも左右するからです。

受任者の任務の達成方法が明確性を欠く場合、受任者はその任務を達成する方法を選択する自由を有すると推定されます。それゆえ、受任者の行動の幅は、〔個々の〕委任の明示または黙示の特徴しだいということになります。受任者は、授与された権限の範囲で行為することになるのです（第1989条）。

委任者が自らの財産について行為する権限を受任者に授与したという事実は、委任者自身が行為する権利までも剥奪するわけではありません。一般法の委任は、委任者にもその財産について行為することを認めますが、これは、

〔受任者に〕授与された行為との統一性を欠く場合には、困難さを露呈します。

受任者は、委任者に対して情報提供義務および助言義務を負いますが、その範囲は、受任者が専門家か否かということによって異なります。

最後に、受任者は、委任者に対して、任務について報告する義務を負います（第1993条）。受任者は計算書を提示しますが、それは、「他人の資産の管理者であり、会計係でもある受任者が、その管理（gestion）の会計（出費、受領した金額、損害賠償金など）を、管理の確認、決裁および中止のために、任意にあるいは裁判上、提示するという仕組み（opération）」です（Gérard CORNU, *Vocabulaire juridique*, 8^e éd., PUF, Paris, 2007）。この報告義務は、任務終了時の成果報告のみならず、任務の進展または生じた障害についての報告を含むものです。これは、受任者に対して責任を追及するための期間の起算点であるため、重要な点です。IIで検討することになる「将来的保護委任」については、立法者が受任者の報告義務を厳格に定めています。

4.2 第三者との関係における受任者の義務

代理は、〔受任者によって〕なされた行為が、委任者の資産に対して、直接の効果を生むとされます。他方、受任者との関係において、第三者との間で締結された行為は、いかなる効果をも生みません（第1997条）。

もっとも、この原則は、代理をともなう委任の場合にのみ妥当します。仮に、代理をともなわない委任の場合、例えば名義貸の例のように、自己の名において行為する受任者は、契約相手方との間で遂行された行為について個人責任を負います。これは、たとえ契約相手方が代理なき委任であるということを知っていたとしても同様です。

5. 委任者の義務

委任者は、受任者に対して、例えば誠実義務（obligation de loyauté）といった様々な義務を負います。この誠実義務は、委任者と受任者の間に存する信頼関係に由来するものです。委任者は、受任者が委任を円滑に実行できるようにしなければならないのであり、このことから、誠実義務は、二つの義務を導き

出します。一つは積極的な義務であり、もう一つは消極的な義務です。

積極的な義務は、委任者が受任者に対して負う通知義務です。委任者は、受任者が任務を全うするために必要なあらゆる書類、物品、証書を開示しなければなりません。

消極的な義務は、委任者が、受任者の行為に介入できないという義務です。委任者は、一貫性（cohérence）の原則に服します。それは、委任者が、ある地理的領域において、独占的な委任を受任者に与えた場合、同様の任務を実現するために、同じ領域において他の受任者と委任契約を締結することはできないということです。その他、委任が有償契約として締結された場合には、委任者は受任者に対して報酬支払義務があります。

第三者との関係において、受任者がその任務の範囲内において遂行した場合に、委任者は、その受任者の行為によって義務づけられます。仮に、その行為が権限濫用によって任務の範囲を超えた場合、委任者は、原則として、いかなる義務も負担しません。ただし、委任者がその受任者によって遂行された行為を追認した場合、あるいは第三者が表見（擬制）委任の存在の証明に成功した場合は、この限りではありません。

6. 委任の終了

委任には、あらゆる契約に適用される終了事由以外に、委任固有の終了事由があります。そして、その固有の終了事由は、委任が多くの場合、人的考慮（*intuitu personae*）によって締結されており、また当事者相互の信頼に基づいているという観念に立脚しています。委任の終了事由に該当するのは、受任者の解任、受任者による委任の放棄、委任者または受任者の死亡または成年後見の開始です（第2003条）。

6.1 受任者の解任

委任は、委任者によって受任者を自由に解任できます（自由な解任可能性（*révocabilité ad nutum*））。解任にあたり、いかなる様式も必要ありません。

自由に解任することが認められる背景には、委任が委任者の利益のために締

結されるものであり、委任者と受任者の間に信頼関係を形成するものであるという考え方があります。その結果、委任者は、（少なくともその解任が濫用的でない場合、）受任者から損害賠償請求されることを心配することなく、いつでも解任できます。解任は、第三者に通知された場合には、第三者との関係においても効力を有します（第2005条）。

委任の自由な解任可能性は、家族の資産の管理（gestion）に関する持続可能な仕組みを作るためには不適當であり、委任の脆さを示しております。後に検討するように、死後委任は、自由な解任可能性の原則を維持していません。それは、相続人が、被相続人によって指名された受任者を解任する権限を有しないからです。相続人は、いやおうなしに受任者を認めざるを得ないのです。

6.2 受任者による委任の放棄

受任者は、放棄を委任者に通知することによって、委任を放棄できます（第2007条）。この規定は、受任者の負担が重すぎる場合には、委任を放棄できなければならないということによって正当化されます。しかしながら、受任者は、放棄によって委任者に与えた損害を賠償しなければなりません（第2007条2項）。

6.3 委任者または受任者の死亡または成年後見

委任者または受任者の死亡によって、委任は終了します。しかしながら、委任者の死亡によっても委任が継続することを定めておくこともできます。これは、死後継続型委任（*mandat post mortem*）です。

死後継続型委任とは次のようなものです。すなわち、当初の委任者の相続開始によって、委任者の資格は相続人に承継されます。相続人は、委任者に帰属していた権能、その中でも受任者を解任する権能を取得します。このように考えれば、死後継続型委任は、被相続人に、相続人が引き継ぐまでの間、彼の資産の管理（gestion）の継続性を保障する手段であると言えます。

これから検討しますように、死後委任は、死後継続型委任よりもさらに強力な資産管理の継続性が認められます。死後委任は、ある者が死んだ後に、受任者によって、財産管理が行われるという意思に対応するもので、相続人は、受

任者をいやおうなしに認めざるを得ず、解任することはできないのです。

II. 特別の委任

検討してまいりましたように、一般法上の委任は、他人の財産管理に関する実務上の必要性に応えるのに不十分であることから、特別規定によって一般法上の委任規定が置き換えられるか、または補充されることとなります。

この特別規定は、一般法上の委任とは様々な点において異なります。例えば、委任の様式、受任者および委任者の権限、受任者の情報提供義務や助言義務、受任者の計算書提出義務、期間、時の経過における委任の運用、終了の方法、特に委任の撤回可能性といった点です。

これらは、しばしば、委任者の保護を強化することに関連します。

特別の委任の中に、不動産の管理 (gestion) のための委任や証券のポートフォリオの管理 (gestion) のための委任といったものを挙げることもできます。前者の不動産の管理のための委任は、委任者に帰属する不動産の管理を受任者に託すことを目的とします。後者の証券のポートフォリオの管理のための委任は、専門家である管理者に、ポートフォリオを構成する金融商品や現金の管理行為および処分行為を行う権限を与えるものです。

しかし、ここで検討するのは、最近、フランス法に導入された「将来的保護委任」と「死後委任」です。これらの特別の委任は、それぞれ委任者の死亡の場合、または判断能力の喪失の場合に適用されるもので、これまで一般法上の委任では対応できないものでした。ただし、これらの委任は、それぞれに適用される特別の規定に反しない場合、一般法の委任の規律に服します。

それぞれについて詳しく検討しましょう。

1. 将来的保護委任

2007年3月5日法は、民法典477条ないし494条に、将来的保護委任を制定しました。その目的は、人および財産を保護するために、必要となったときに効

力を有することになる任意の仕組みを用意することです。

将来的保護委任は、ある者がその者自身で定めることで、その者が自らの利益を単独で考慮することができない場合（その意思の表明を妨げるような性質を有する精神的または肉体的な能力について医学的に確認された変化）において、その者を代理するように義務づけるために一人または複数の受任者を指名することができる制度です。

受任者は、成年者保護のための裁判所の受任者名簿（la liste des mandataires judiciaires）に記載された、自然人または法人です。

これは、合意による保護の制度で、後見や保佐といった保護に関する法定の制度に代わるものです。

将来的保護委任は、一般法の委任とどの点で異なるのでしょうか？

- ・〔相違点1〕 将来的保護委任は、委託者がもはや単独でその利益をはかることができない場合にのみ効力を有します（第481条）。より明確には、将来的保護委任は、受任者が、小審裁判所の裁判所書記課に、委任状および委任者の無能力を確認する診断書を提出してはじめて効力を有します。それゆえ、効果開始時期は、一般法の委任とは異なります。
- ・〔相違点2〕 様式について。将来的保護委任は、書面によらなければなりません。公証人証書でも私署証書でも可能です。私署証書の場合は、弁護士によって副署されるか、あるいは法定の様式〔コンセイユ・デタのデクレによる（第492条）〕にしたがわなければなりません。

受任者の権限の範囲は、委任の様式によって定まります。委任が公証人証書によって締結されたのであれば、受任者は、保存行為と管理行為に限らず、委任者の財産に対する有償の処分行為をも行うことができます。私署証書による場合は、受任者は、保存行為と管理行為のみを行うことができます。処分行為を行うには、裁判官の承認が必要となります（第493条）。

受任者の権限の限界は、証書によって示された委任者の意思によって決まります。この局面においては、受任者の権限の範囲を決定するにあたって、

委任者が重要な裁量 (liberté) を有しています。例えば、委任を一つの財産に限定することも可能です。

- ・〔相違点3〕一般法の委任と異なるもう一つの点は、委任者の権利行使に関するものです。すでに検討しましたように、一般法の委任において、委任者はその権利の行使可能性を維持し続けます。将来的保護委任の場合、委任者は、行使可能性を維持しますが、その行使は不安定なもの (fragilisés) となります。というのも、健全でない精神状態 (insanité d'esprit) を理由に〔行為を〕無効にされえますし、またレジオン (過剰損害) による取消し、または過剰な場合には滅殺される可能性があるからです (第488条)。

- ・〔相違点4〕将来的保護委任における委任の撤回は厳格に制限されています。それは、以下のような限定的な場合に、後見裁判官による決定によってはじめて認められます (第483条)。

——委任者の状態が将来的保護委任を開始する必要性のないものであることが明らかである場合、すなわち、単独でその利益をはかることができる点で、その能力に変調がない場合。

——代理の一般法の規律、または配偶者の権利義務に関する規律および夫婦財産制の規律によって、共同生活が継続している場合の他方配偶者が、委任者の利益を考慮することで十分である場合。

——委任の履行が委任者の権利を侵害する性質のものである場合。

- ・〔相違点5〕計算書提出義務が、通常の委任の委任者に対するものより厳格化されています。

——委任が私署証書によって締結された場合、受任者は委任が継続している間、毎年、管理 (gestion) の計算書を作成しなければなりません (第486条)。この計算書は、委任によって明らかにされている方式を満たさなければならず、かつ裁判官が確認することになっています。さらに、受任者は、財産および債務の目録の保管、最新のものから数えて5回分の計算書の保管、管理 (gestion) の継続を正当化し、またそのために必要な書類の保管をしなければなりません (第487条)。また、その任務の終了時において、(その後の) 管理 (gestion) を遂行する人にそれら書類を提出しなければなりません (同条)。

——委任が公正証書によって締結された場合であっても、計算書提出義務は厳格化されております。すなわち、受任者は、公証人に対して、その管理（gestion）に関する証拠書類を添付した上で、毎年、報告しなければなりません（第491条）。公証人は、これらの書類を保管しなければならず、さらに、後見裁判官に、委任の約定に根拠がないか適合しないような資金（fonds）の移転その他のあらゆる行為を通報する義務を負います（同条）。

2. 死後委任

死後委任は、2006年6月23日の改正における主要なもので、812条以下に規律されております。この制度は、ある者が、その相続の全部または一部分について、自然人または法人にその管理または〔広義の〕管理（gestion）を託すことを可能にします（第812-1条）。

これは、「セジヌ（saisine）」に関する相続の原則の例外になります。セジヌとは、相続人に、被相続人の財産をその死亡の時から当然に保持することを認めるものです。相続人は、セジヌの特権を奪われ、受任者に託されることになります。相続人は、たとえその相続人が被相続人の財産を受け継いでいたとしても、相続から遠ざけられることになります。したがって、812条の文言によれば、受任者は、「特定された相続人の一人または複数の計算と利益において」行為する以上、たとえ被相続人から権限を取得したとしても、代理なき委任ということになります。

これまでに述べたもの以外で、一般法の委任と死後委任を区別する特徴は次の通りです。

- (1)〔死後委任は、〕公正証書の形式でなければ当然に無効です（第812-1-1条）。
- (2)委任たる行為は、「明確に動機づけられ」ていなければならない、それゆえ、委任を正当化する重大かつ適法な利益を明らかにしなければなりません（同条）。これは、有効性に関する要件です。
- (3)その期間は限定されています。すなわち、2年間であり、相続人または受任者による訴えによって裁判所が認めた場合には更新が可能です。ただし、

2年の期間は、能力不足、一人または複数の相続人の年齢または専門的な財産の管理の必要性によって正当化された場合には、5年間に延長することができます(第812-1-1条)。5年間に延長した場合にも、前述の更新の要件を備えている場合には、更新も可能です。

(4) 受任者は、受任者に与えられた権限を行使できる唯一の者です。これは、一般法の委任が委任者からその行使を奪うものではないことと対照的です。死後委任は、まさに、相続人から本質的な権能を奪うものです。このことは、死後委任が、委任よりは信託のメカニズムに近いことを意味しています。

死後委任における受任者の権限の性質に関しては、以下二つの局面を区別しなければなりません。

——全ての相続人が相続を承認しない場合、受任者は、保存行為と一時的な管理行為 (administration provisoire) のみ行うこととなります。

——相続人によって相続が承認された場合、受任者の権限は、一般法の委任の規定を参照することによって定められています(第812-1-4条)。管理 (gérer) および管理権限の限界は、相続人が、委任の対象となっている財産を譲渡することによって、委任を終了させることができるという事実から生じます(第812-4条5号)。判例は、委任の対象となっている財産を相続人が譲渡することについて、死後委任における受任者が反対する権限を有しないと判示しています (Cass. Civ 1^{ère}, 12 mai 2010, n° 09-10556)。

以上のことから、相続人は、受任者の任務を終了させる間接的な権限を有していることがわかります。逆に言えば、相続人は、直接、受任者を解任することはできないのです。

このように、委任の対象である財産を相続人が譲渡した場合以外に、次のような事由によって死後委任は終了します(第812-4条)。

——定められた期限の到来。

——受任者による委任の放棄。一般法上の委任によれば、（委任者に）事前に通知されなければなりません（第2007条）。

——〔死後委任を設定するにあたり存した〕重大かつ適法な利益の消滅または受任者による任務の不適切な履行による裁判上の撤回（*révocation judiciaire*）。

——受任者が自然人の場合には、その死亡または保護制度の開始、法人の場合には、受任者の解散。これは、一般法の委任の適用です。

——利害関係のある相続人の死亡、または〔相続人の〕保護制度開始の場合には、後見裁判官による委任終了の判断。これは、フランス法において、任意の保護制度が被相続人によって準備されていたとしても、裁判官の監督下にある法定の保護制度が相続人に対して開始されれば、任意の保護制度も法定の保護制度に服することとなるということを示しています。

結論：この講義の締めくくりとして、次のことを指摘したいと思います。すなわち、委任という制度は、フランス法において現在も利用され続けているわけですが、その委任には二種類あります。一つは、家族財産の分野そして取引分野において常に多用されている一般法の委任です。もう一つは、立法者が実務上の必要性に応えるために創設することに躊躇しなかった特別の委任です。信託は、委任とは根本的に異なるもので、他人の財産管理の分野において新たな可能性を切り開くものです。これは、フランス法に近年導入されたもので、今回の講義〔後掲の第二回目の講義である「フランス法における他人の財産管理（2）——管理のための信託——」のこと〕で検討することになります。

【訳者あとがき】

本翻訳は、シルヴィー・ルロン（Sylvie Lerond）弁護士が、2011年11月12日と11月14日に慶應義塾大学において行った講義のために用意された原稿のうち、11月12日の講義の翻訳である。ルロン弁護士は、1985年に弁護士資格を取得した後、1999年より、フランスの大手弁護士事務所であるCMS Bureau Francis Lefebvreに所属し、特に遺産処分に関する専門家として活躍する。

ルロン弁護士の講義は、2011年度大陸法財団寄付講座の一つとして行われたものである。講座の全体テーマは「財産の管理・運用」であったが、ルロン弁護士は、特にフランスにおける財産管理について講義された。そのうち、本翻訳は、フランスの委任（フランス語題名：Le mandat de droit commun et les deux mandats spéciaux）に関するものである。

当日は、原が講義の通訳を担当し、金山直樹慶應義塾大学大学院法務研究科教授が質疑応答を通訳された。なお、太字と下線は原稿そのままである。〔 〕内の記述は訳者が付したものである。